

酒類販売場移転許可申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第16条第1項の規定により、酒類販売場の移転の許可を受けようとする場合に使用してください。
- 2 販売業免許申請書次葉1から3はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 税務署の管轄区域を異にする移転の場合には、移転先の販売場の所在地の所轄税務署長あての申請書を移転前の販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、移転後の位置を明瞭に記載した図面として申請書次葉1「販売場の敷地の状況」を作成してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」「〇〇営業所」等と記載してください。

また、次の区分により、業態区分を記載してください。

（業態の区分）

 - ① 一般酒販店（酒屋、酒類専門店等） 、 ② コンビニエンスストア、
 - ③ スーパーマーケット 、 ④ 百貨店 、 ⑤ ①～④以外の量販店（ディスカウントストア等） 、
 - ⑥④業務用卸主体店、
 - ⑥⑤ホームセンター・ドラッグストア、
 - ⑥⑥その他・・・①から⑥⑥までに該当しない業態の店舗で、具体的に記載してください。

（例：ギフトショップ、ピザ宅配店、弁当・惣菜店、米穀店、果物店、生花店、菓子店など）
- 5 「申請販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、申請販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 6 関係書類は「酒類販売業免許等申請書類一覧表（CC1-5104-2）」の定める必要書類を添付し、酒類販売場移転許可申請書（h）チェック表（CC1-5104-2(7)）により確認するとともに、これを添付してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、税務署長が他の方法により確認することができるため、関係書類の添付は特に必要がないと認めたものについてはその添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、税務署と十分相談してください。